

最高裁秘書第1946号

平成31年4月12日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

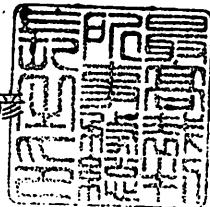
諮問番号 平成31年度（最情）諮問第2号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成31年4月10日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

4月10日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所が不開示とした判断に対し、本件対象文書が本当に不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当地あると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法修習生が逮捕された際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、3月7日付けで本件対象文書の不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示申出に係る文書は、特定の司法修習生が逮捕された際に作成し、又は取得した文書であるところ、対象文書に記載されている情報は、全てが一体

として行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に相当する個人識別情報であり、また、標題等を含む文書全体について、公にすると、今後、関係者等の協力を得られず正確な事実関係の把握が困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（法第5条第6号ニ）。

なお、逮捕された司法修習生の氏名等は既に報道されているが、最高裁判所がこれらを公表した事実及び今後公表する予定もないことから、慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。

したがって、本件対象文書は、標題等を含め、全体として法第5条第1号及び第6号ニに定める不開示情報に相当する情報として、これを不開示としたものである。

よって、本件対象文書を不開示とした原判断は相当である。